子ども食農体験事業実施要領

（趣旨）

第１　子どもたちが作物の植え付けから収穫まで一連の農作業体験を行い，自然の尊さや　食料の大切さ等を学ぶことにより，農業に対する知識や理解を深め，また，子どもたち　の農業への関心を高めることを目的とし，子ども食農体験事業（以下「事業」という。）　を実施する。

　（事業内容）

第２　事業を行おうとする者は，農作業が行える場所を確保し，植え付けから収穫まで，一連の農作業体験を行うこととする。収穫体験のみの実施や，単なる作業見学，聴講等は事業の対象とはならない。なお，果樹については植え付けを行わない場合でも，一連の農作業体験を行うのであれば該当事業とする。

　（実施主体）

第３　市内の小学校，中学校，幼稚園，保育所及び認定こども園を対象とする。

　（事業期間）

第４　４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。

　（経費の助成）

第５　この事業の実施にあたり，必要とする次に掲げる経費は，予算の範囲内において，　市が助成する。

（１）指導者謝礼金　栽培指導等を行う者に対して１人あたり５，０００円以内を支給す　　　　　　　　　　る。ただし，１校（園）あたり１０人を限度とする。

（２）堆肥助成　　　堆肥助成は１校（園）あたり５，０００円を限度とし，事業採択決　　　　　　　　　　定後、市が購入するものとする。

（３）その他　　　　市長が特に必要と認めるもの。

　（事業採択申請書の提出）

第６　事業を行おうとする者は，作業の年間スケジュール等を示した事業採択申請書（様　式１）を市に提出しなければならない。

２　堆肥助成を希望する場合は，堆肥利用申請書（様式２）を提出するものとする。

　（事業採択）

第７　市は，提出された事業採択申請書を審査し，事業の趣旨に適合すると認められるも　のについて事業の採択を決定する。

２　事業採択決定したものについては，事業採択決定通知書（様式３）により通知する。

　（計画変更・中止）

第８　実施主体は，申請内容に変更がある場合には，遅滞なく事業計画変更・中止申請書（様式４）を市に提出し，その承認を受けなければならない。

　（計画変更・中止の決定）

第９　市は，提出された事業計画変更・中止申請書を審査し，速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を，事業変更・中止決定書（様式５）により通知する。

　（実績報告）

第１０　実施主体は，事業完了後２０日以内に実績報告書（様式６）を提出しなければならない。

２　実施主体は，指導者が子どもに対し農作業指導を行っている写真等を添付しなければならない。この場合、指導者の氏名をあわせて記載すること。

　（経費の支払い）

第１１　第５（１）の指導者謝礼金の支払いは、実績報告後に行うものとする。

２　指導者謝礼金は３月末までに支払うものとする。

（委任）

第１２　この要領に定めるものの他，必要な事項は市長が別に定める。

　　　付　則

この要領は，平成１０年４月１日から施行する。

　　　付　則

　この要領は，平成１１年４月６日から施行する。

　　　付　則

　この要領は，平成１４年４月１日から施行する。

付　則

この要領は，平成１５年４月１日から施行する。

付　則

この要領は，平成１７年４月１日から施行する。

付　則

この要領は，平成２０年４月１日から施行する。

付　則

この要領は，平成２１年４月１日から施行する。

付　則

この要領は，平成２２年４月１日から施行する。

　 付　則

この要領は，平成２４年４月１日から施行する。

　 付　則

この要領は，平成２７年４月１日から施行する。

　 付　則

この要領は，平成３１年４月１日から施行する。

付　則

この要領は，令和３年４月１日から施行する。